

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための

民事の裁判手続の特例に関する法律」成立にあたって

2013年12月9日

日本生活協同組合連合会

2013年（平成25年）12月4日、第185回臨時国会において「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が成立しました。

この法律は、これまで消費者が泣き寝入りしていた、少額で被害者が多数に及ぶ消費者被害を回復するための新しい訴訟制度を創設する法律であり、長年に渡り消費者・消費者団体が待ち望んでいたものです。日本生活協同組合連合会（以下、日本生協連）は、この法律の成立を歓迎します。

今後、国は、施行までの3年間に国民に対して新訴訟制度の周知を図り、適格消費者団体の中から制度を担う特定適格消費者団体を認定するなどの、制度運用の準備を進めることになっています。

国会審議の過程で、政府の役割として、特定適格消費者団体に対する資金確保や情報提供などの支援を速やかに検討し必要な措置を講ずることなどが、附則に盛り込まれました。

施行に向けた新訴訟制度の充実とその後の確実な運用を図るためには、特定適格消費者団体への支援措置が確実に講じられることを、これからも国に働きかけていく必要があります。

日本生協連は、全国の生協とともに、この新しい制度を広く消費者・組合員に伝える活動に取り組み、ひき続き各地の適格消費者団体の活動を支援していきたいと考えております。